

揮発油・軽油売買契約書（単価）（案）

支出負担行為担当官関東森林管理局長 松村 孝典（以下甲「買受人」という。）と分任支出負担行為担当官茨城森林管理署長 三重野 裕通（以下乙「買受人」という。）と ○○○○
○○○ ○○○○（以下丙「売渡人」という。）は、次のとおり売買契約を締結する。

案件名称	揮発油・軽油の購入（単価契約）
品名・物件名	揮発油、軽油
数量（単位）	別表のとおり
仕様	仕様書のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期間	令和08年04月01日 ～ 令和09年03月31日
納入場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し当事者が署名を行ったものを電子調達システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

※紙契約を行う場合は以下の記載とする。

この契約書の締結の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

買受人（甲）群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

買受人（乙）茨城県水戸市笠原町978番7
分任支出負担行為担当官
茨城森林管理署長 三重野 裕通

売渡人（丙）○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○ ○○

契約条項

- 第1条 売渡人（以下丙という。）は、契約期間中買受人（以下甲及び乙という。）に引渡すべき物品について、その品質規格を保証するものとする。
- 第2条 物品の数量は、頭書のとおり予定するが、これに異動を生じ又は納品皆無のものであっても異議を申し立てないものとする。
- 第3条 丙は、給油用のカード又は給油伝票を発行し、契約期間中甲及び乙が、契約物品の引渡を請求したときは、関東森林管理局及び茨城森林管理署の職員（以下職員という。）が指示した数量を計量器をとおして、自動車又は甲及び乙の指示する容器に注入するものとする。注入する者は、丙の給油所の所員及び代行給油ができる特約店等の給油所の所員（以下所員等という。）でも差し支えない。
- 2 丙または所員等は、上記1項の物品を納入した際、品質・規格・数量等に関し甲及び乙の検査を受けなければならない。この検査に合格したときをもって契約物品の引渡を完了したものとし、所有権はこの時をもって甲及び乙に移転するものとする。
- 第4条 給油する各月の契約単価については、市場価格に応じて変動するものとし、下記のとおり算出の上決定する。
- (1) 経済産業省資源エネルギー庁が発表する「給油所小売価格調査（第3回目調査分）」の関東経済産業局管内平均のレギュラーガソリン及び軽油の価格（消費税額及び地方消費税額を差し引いた価格（小数点以下を四捨五入して整数で算出）。以下、「市場価格」という。）の令和8年2月分価格から落札単価を差し引いた額を「差額」とし、毎月、前月分の市場価格から差額を差し引いた価格を当該月の契約単価とする。
- (2) 丙は令和8年4月の契約単価について、(1)に基づき算出の上、令和8年4月1日に書面にて甲及び乙へ提出するものとする。
- (3) 丙は令和8年5月以降の契約単価について、(1)に基づき算出の上、当該月の前月末までに書面にて甲及び乙へ提出するものとする。
- 第5条 この契約による確定金額（以下「代金」という。）は、第3条による検査に合格し、納品書を交付した総数量に契約単価を乗じて得た金額とする。なお、算出した金額に小数点以下の端数がある場合は切り捨てるものとする。
- 第6条 丙は、前条の代金について、契約期間経過後において支払請求書を甲及び乙に提出しその支払を受けるものとする。
- 2 甲及び乙は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 第7条 丙は、代金について、毎1箇月分を取りまとめて甲及び乙に請求することとする。
- 2 前項による支払については、前条第2項の規定を準用する。
- 第8条 丙は、甲及び乙の帰する事由により約定期間に代金を支払わないときは、甲及び乙に対して遅延利息を請求することができる。
- 2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 第9条 所有権移転後の物品であっても、甲及び乙が頭書の規格、品質に適合しない下級品があると認めたときは両者の協議により、丙は当該数量について引換又は値引をするものとする。
- 2 丙の責に帰すべき事由により、甲及び乙の所有物に損害を与えたときは、丙は甲及び乙の指示に従いその損害を賠償するものとする。
- 第10条 丙は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させることはできない。ただし、甲及び乙の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第 11 条 丙は、指定期日までに納品することができないときは、書面をもって申し出て甲及び乙の承認を得なければならない。

第 12 条 丙は天災その他不可抗力による場合を除き、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、当該遅延物品の数量に当該契約単価を乗じて得た金額に、年 3 パーセントの割合で計算した額を遅滞違約金として、甲及び乙に支払うものとする。

2 甲及び乙は、丙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、丙に対してその賠償を請求することができる。

第 13 条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲及び乙は、自らの選択により、丙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、丙は、甲及び乙に不相当な負担を課するものでないときは、甲及び乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲及び乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲及び乙は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲及び乙がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲及び乙が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲及び乙は、当該履行の追完期間に応じて第 12 条第 1 項の規定に準じて計算した金額を丙に対し請求することができる。

4 甲及び乙は第 1 項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、丙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲及び乙は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後 1 年以内に丙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、丙の負担とする。

第 14 条 甲及び乙は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 丙が契約上の義務を履行しないとき、又は丙が契約を履行する見込みがないと甲及び乙が認めたととき。

(2) 第 3 条による検査に合格しなかったとき。

(3) 第 13 条第 1 項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は丙が同項に規定する甲及び乙の請求に応じないとき。

(4) 前三号に定めるもののほか、丙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、丙に不正又は不誠実な行為があったと甲及び乙が認めたととき。

第 15 条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないで

その時期を経過したとき。

- (5) 丙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (6) 丙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲及び乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲及び乙は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第 16 条 債務の不履行が甲及び乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲及び乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 17 条 甲及び乙は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲及び乙の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

第 18 条 甲及び乙は、第 12 条第 2 項又は第 13 条第 4 項に規定する場合のほか、丙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲及び乙は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲及び乙は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 債務の履行が不能であるとき。
 - (2) 丙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第 19 条 丙は、甲及び乙がこの契約に違反した結果、物品の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。この場合、甲及び乙は丙に違約金を支払わないものとする。

第 20 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲及び乙は丙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 15 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 21 条 この契約において、丙から甲及び乙に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲及び乙の収納すべき金額が丙の債権額を超過するときは、丙は当該金額を甲及び乙の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

第 22 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙丙協議して定めるものとする。

第 23 条 この契約について、紛争を生じたときは、甲乙丙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

第 24 条 甲及び乙は、この契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第

8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 丙は、この契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第25条 丙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲及び乙が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 丙が甲及び乙に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲及び乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲及び乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別添のとおり

別添

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲及び乙（発注者をいう。以下同じ。）は、丙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲及び乙は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 丙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 丙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 丙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲及び乙は、丙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲及び乙は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 丙は、甲及び乙が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲及び乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 丙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲及び乙に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別表

予定総金額 ¥

内 訳					
品名	規格・品質	単価	予 定		備考
			数量 (リットル)	金額 (円)	
揮発油	レギュラー		29,500		
消費税					
合計					

本契約は、単価により契約するものとし、契約単価は上記のとおりとする。
ただし毎月の契約単価は市場価格に応じて、第4条に定めるところにより算出するものとする。

仕 様 書

1 総 則

茨城森林管理署及び関東森林管理局森林技術・支援センターに所属する車両の燃料購入に係る単価契約に当たり、甲及び乙と丙（丙の給油所の所員及び代行給油ができる特約店等の給油所（以下、「代行給油所」という。）の所員を含む。）は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。

2 予定調達数量及び納入場所

(1) 予定数量 揮発油 29,500リットル

所属官署ごとの予定調達数量は、別紙1「調達対象官署一覧」に記載のとおりである。なお、予定調達数量は見込数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

(2) 納入場所は、下記3の給油カードを使用することができるすべての給油所の店頭とする。（群馬県外の給油所も対象）

3 給油カードの発行

丙は甲及び乙に対し、店頭での給油用として、以下の要件を満たす磁気カード又は電子カード（以下、「給油カード」という。）を発行し、契約期間開始までに納品すること。

- (1) 直営店のほか、代行給油所（高速道路内の給油所を除く）で利用できること。
- (2) 入会金及び年会費等の発行及び利用に係る費用が不要であること。
- (3) クレジット機能を有しないこと。
- (4) 別紙「官署別車両一覧表」に記載されている台数分を発行すること。
- (5) 車両の変更又は追加等があった場合は、無償で給油カードの交換、解約又は新規発行ができること。

4 給油の方法等

- (1) 職員は店頭で給油を依頼する場合は、給油カードを用いて発注するものとし、丙または所員等は、給油完了後、甲及び乙に対し給油伝票（納品書）を発行する。
- (2) 丙の給油所及び代行給油ができる特約店等における給油単価は、本契約の契約単価によるものとし、手数料等の費用が必要な場合は、丙がこれを負担とする。

5 毎月の精算

丙は、毎月末に当該月の使用量を取りまとめ、その代金を翌月20日迄に甲へ請求することとし、その際には、給油カードごとの明細書も添付する。